

令和7年度 若手就業者等育成セミナー（若手就業者・経営者向け）業務仕様書

1 セミナーの概要

建設業の将来を支える人材を多角的に育成するとともに、経営者側からも建設工事従事者の安全や健康を最優先に考える気風の醸成及び就労環境の改善に取り組むことで、建設業界における就業者の定着・活躍を目指すため、以下の参加者区分に応じたセミナーを各1回実施する。

- (1) 建設業者入社後2～4年目
- (2) 建設業者入社後5～7年目
- (3) 経営者

2 セミナーのテーマ

各セミナーのテーマは、下記内容を含んだものとし、「(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)」の認定3ユニットが受けられる内容と時間の講習とすること。

- (1) 建設業者入社後2～4年目
 - ・ 建設業の労働災害の事例等をふまえた、安全確保に関する意識の向上を図る内容
- (2) 建設業者入社後5～7年目
 - ・ 建設現場における法令違反やコンプライアンス違反等のリスク回避に関する内容
- (3) 経営者
 - ・ 建設業におけるDX推進（ICT建機・建設ディレクター等）にかかる内容
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上を図る内容

3 委託業務期間

委託業務期間は、契約締結の日から令和8年1月16日までとする。

なお、各セミナーは令和7年12月25日までに実施することとし、実施日時については、県と協議の上決定すること。

4 業務委託の内容

- (1) セミナー実施に係る企画・運営に関する業務

(企画)

- ・ 参加者区分に応じたセミナーのタイトル及び資料を作成すること。
- ・ セミナーの構成は、講義、ワーク、交流会等の組合せを検討すること。
- ・ 講師は、それぞれの参加者区分の実情に通じた者とする。
- ・ 講義の内容は、昨今の状況、他県の状況等を踏まえたものとする。
- ・ セミナーごとの募集チラシを作成すること。(A4サイズ・デジタルデータ)

(運営)

- ・ 開催場所の借用及びマイク等必要な資機材の確保を行うこと。
- ・ 開催場所については、以下の要件を全て満たすこと。
 - ア 佐賀市内のホテル、会議室その他これに類する場所
 - イ 50名以上の収容人数があること。
 - ウ 駐車場が完備されていること。
- ・ セミナーの運営（受付を除く。）は全て受託者が行うこと。

(2) 効果測定に関する業務

- ・ 参加者区分ごとに、効果測定のためのアンケートを作成すること。
- ・ アンケート内容は、事前に県と協議すること。
- ・ アンケートはGoogle フォーム等のアンケート機能を用い、回答は受講者個人のスマートフォンからQRコードを用いて回答できるものとする。

(3) セミナー終了後の業務

- ・ 参加者区分ごとに、実績報告書及びアンケート結果（集計・加工したもの）を作成し、アンケートのローデータとともに、各セミナー終了後2週間以内にデジタルデータで提出すること。

(4) その他

講師の報酬・旅費、開催場所の会場費及びマイク等必要な資機材費については、委託費に含めること。

5 県が行う業務

- ・ セミナー参加者の募集及び管理
- ・ セミナーに使用する資料等の印刷
- ・ セミナー当日の受付
- ・ CPDSの認定申請と受講証明書の発行

6 募集人数

各セミナー50名程度

7 委託料の支払い

完了払い

8 留意事項

- ・ 過去の県の実績を配慮した内容とすること。
- ・ 事業の運営に必要な適切な人員配置を行うこと。
- ・ 本事業において、募集チラシ、セミナー資料、実績報告書等（以下「本件納品物」という。）を作成する場合は、第三者の著作権等の知的財産権を侵害しないよう配慮すること。また、本件納品物が第三者の著作権等を侵害しているとして紛争が生じた場合には、当該侵害が県の責に帰す場合を除き、受託者の責任と負担においてこれを解決すること。
- ・ 本事業において作成される本件納品物及びアンケート結果（ローデータを含む。）の著作権は、県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、県は、本事業の目的のための使用及び自己利用するために必要な範囲での複製、翻案する権利を有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
- ・ 受託者は県に対し、本件納品物に関して、著作者人格権を行使しないこと。
- ・ 委託業務の内容及び本仕様書に定めのない事項については、県と受託者とで協議を行い、決定する。